

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(支給方法)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(支給方法)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額の算出並びにその支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>